

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公表番号】特表2009-503783(P2009-503783A)

【公表日】平成21年1月29日(2009.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-004

【出願番号】特願2008-523904(P2008-523904)

【国際特許分類】

H 01 R 13/631 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/631

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月21日(2009.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気接点と、それに接続された前記電気接点を有するハウジングと、結合する電気コネクタに前記電気コネクタを結合するのを支援するための結合支援装置であって、この結合支援装置は、前記結合する電気コネクタのカム部を受入れるためのスロットを有する前記ハウジングに移動可能に設置されたカム部材と、前記ハウジングに移動可能に設置された使用者作動可能部材を係合する歯を備えたギヤ区域とからなるものとを有する電気コネクタ。

【請求項2】

前記カム部材は、前記ハウジングに軸支回転可能に接続される請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項3】

前記スロットは、湾曲している請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項4】

前記ハウジングは、前記カム部材のスロットと少なくとも部分的に整列されるカム部スロットを有する請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項5】

前記カム部スロットは、ほぼ直線的であり、また、前記カム部材のスロットは、湾曲している請求項4記載の電気コネクタ。

【請求項6】

前記カム部材のギヤ区域は、湾曲路に沿って整列したその歯を有する請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項7】

前記使用者作動可能部材は、前記カム部材の歯と移動可能に相互に噛み合った歯を有する請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項8】

前記使用者作動可能部材は、前記ハウジングに縦方向に摺動可能に設置される請求項7記載の電気コネクタ。

【請求項9】

前記ハウジングおよび使用者作動可能な部材は、前記ハウジングにおける第1位置で使

用者作動可能部材を保持するための第1ラッチ装置と、前記ハウジングにおける第2位置で使用者作動可能部材を保持するための第2ラッチ装置とを有する請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項10】

前記ハウジングは、前記結合する電気コネクタ内に突出し、かつ前記結合する電気コネクタの少なくとも1本の短絡棒を移動するように適応された前方に突出する部材を有する請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項11】

結合する電気コネクタ内に突出し、かつその結合する電気コネクタの少なくとも1本の短絡棒を移動するように適合された前方突出部材を有するハウジングと、このハウジングに接続された複数の電気接点と、

前記ハウジングに摺動可能に設置されたスライドであって、このスライドは、歯を備えた第1ラック区域を有するものと、結合する電気コネクタのカム部を受入れるためのスロットを有するハウジングに軸支回転可能に設置されたカム部材であって、このカム部材は、前記第1ラック区域の歯と係合する歯を備えた第2ギア区域を有するものとを有する電気コネクタ。